

第6章 安心して暮らせるまちづくりの推進

1 生活支援サービスの推進

(1) 緊急通報装置設置事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に緊急通報装置を設置し、緊急事態の把握や速やかな対応・安否確認等を行い、高齢者の生活の安心・安全の確保に努めています。

本市では、ひとり暮らし高齢者世帯が増加している状況から、事業の重要性はより一層高まっており、今後も必要な高齢者に対する装置の設置を推進します。

●事業の実績と見込み

	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
設置台数	84 台	98 台	101 台	105 台	110 台	115 台

(2) 寝具洗濯乾燥サービス事業

寝具等の衛生管理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を対象に、寝具等の洗濯及び乾燥サービスを行い、高齢者が健康で衛生的な生活を維持できるよう支援しています。

●事業の実績と見込み

	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用件数	45 件	43 件	43 件	30 件	30 件	30 件

(3) 高齢者生活援助事業

在宅で生活する高齢者に対して、家屋内の清掃、家周りの除草、除雪の日常生活上の援助を行い、高齢者の自立生活の支援を行っています。家屋内の清掃、除雪については、利用希望が多く、利用件数は増加してきています。

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、今後も引き続き事業を実施していきます。

●事業の実績と見込み

単 位	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
家屋内の清掃	20 件	5 件	7 件	6 件	6 件	6 件
家周りの除草	116 件	120 件	108 件	114 件	114 件	114 件
除 雪	125 件	158 件	141 件	149 件	149 件	149 件
計	261 件	283 件	256 件	269 件	269 件	269 件

(4) 自立支援短期宿泊事業

要介護認定で自立と判定されたサービスが必要な在宅高齢者に対し、必要に応じて一時的な施設への宿泊サービスを提供し、健康で自立した生活が維持できるよう支援を行います。

●事業の実績と見込み

	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用件数	5 件	4 件	0 件	3 件	3 件	3 件

(5) 配食サービス事業

調理や食事の準備などが困難なひとり暮らしの高齢者または高齢者世帯を対象に、食事を定期的に配達することで、食事の量と質を確保し、高齢者の健康維持を支援しています。また、配達員との交流による精神的孤独感の解消と対象者の安否確認にも寄与しています。

利用件数は年々増加しており、今後はひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加によりさらなるニーズも見込めることから、事業を引き続き実施し、高齢者の心身の健康維持と見守りに努めます。

●事業の実績と利用見込み

単 位	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延利用件数	5,194	6,293	6,891	10,056	12,000	14,000

2 居住環境の充実と多様な住まいの確保

加齢に伴い身体機能などが低下してくると、長年住み慣れた自分の住居であっても、それが必ずしも住みやすい生活環境であるとは言えない状況もでてきます。高齢者の住宅改修等を支援することにより利便性・安全性の向上を図るとともに、高齢者の生活に配慮した住宅供給に努め、高齢者の居住環境の整備に努めます。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加などを背景に、共同住宅やケア付き住宅等への住み替えなど、住まいに対する新たなニーズへの対応についても検討していきます。

(1) 住宅改修の支援

高齢者の身体の状況や個々の障がいに適した住宅改修には、一般の住宅改修とは異なる専門的な視点が求められます。本市では、介護保険を利用した家庭での手すりの取付け等の住宅改修を行う際には、介護支援専門員による相談・指導などを通じて支援を行っています。介護支援専門員が住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成も行っています。

●事業の実績と利用見込み

単 位	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理由書作成助成数	10 件	21 件	25 件	25 件	25 件	25 件

(2) 福祉用具利用の促進

高齢者個々の生活環境や身体の状況に応じた福祉用具の利用は、高齢者の自立を促し、毎日の生活を快適に過ごすことが可能になります。今後も、適切な福祉用具の利用方法の指導や情報提供を行い、自宅での生活支援を推進します。

(3) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の住まいの選択肢の1つとして施設での生活が挙げられますが、施設入所については介護保険制度だけでは対応しきれない状況もあります。このような状況を受け、介護・医療・住宅の連携のもと、高齢者が安心できる住まいの供給を促進するため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され、「サービス付き高齢者向け住宅」制度が創設されました。

高齢者の住まいについて、多様な選択肢を確保するためにも、高齢者の意向や地域の実情を十分に把握したうえで、「サービス付き高齢者向け住宅」などの一定の要件を満たした住まいの普及、利用支援及び基盤整備を推進していきます。

3 介護保険以外の施設サービスの確保

高齢者が利用できる施設には、介護保険が適用されない法定外の施設サービスがあります。サービスの選択については、本人の利用意向はもちろん、心身の状態、環境や経済状況などの条件にも因ります。

本市では、介護保険施設以外の施設サービスについても必要に応じて検討していきます。

(1) 養護老人ホーム

65歳以上の方であって、心身の健康状態やその置かれている環境上及び経済的理由から、在宅での生活が困難な高齢者を養護する施設で、老人福祉法に基づき入所措置がとられます。

今後も社会的な援護を必要とする高齢者等に対して適切に支援していきます。

●事業の実績と利用見込み

単 位	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
入所措置者数	48	47	50	50	50	50

(2) 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、ほとんどの施設が個室になっており、家庭環境や住宅事情等の理由により、自宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で利用できる施設で、食事の提供や日常生活上必要な便宜を提供する「A型」と、自炊が原則の「B型」があります。また、ケアハウスは、自炊ができない程度に身体機能が低下し、独立して生活するには不安がある人が入所対象となる施設です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むため、住宅と生活支援サービスが組み合わされた支援が必要であるとの考えから、軽費老人ホームの担う役割は重要性を増しています。

(3) 有料老人ホーム

入居した高齢者に、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、または日常生活上必要な支援を行う施設です。

身近な地域に多様な住まいの選択肢を確保する観点から、今後、必要に応じて検討していきます。

4 家族介護に対する支援

家族介護による家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減するための事業を展開します。本市では、介護用品購入券交付事業、介護慰労金支給事業を実施し、高齢者を介護している家族等を対象に、身体的、精神的、経済的負担の軽減を目的としたサービスの充実を図ります。

(1) 介護用品購入券交付事業

紙おむつ等の介護用品購入券を交付し、要介護者を在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 介護慰労金支給事業

在宅で重度の要介護者を介護保険のサービスを利用せずに介護をしている家族の方を対象に慰労金を支給し、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

(3) 家族介護教室

家族介護教室を開催し家族を支援します。適切な介護知識と技術、サービスの適切な利用方法の習得のほか、介護者同士の交流の場をもうけ、個々の抱える介護ストレスや不安を解消することを目的としています。

5 災害時支援の充実

近年、地震や台風など自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしています。こういった災害時の被害の多くが高齢者であり、高齢者の災害に対する不安、災害時の支援に対する関心はひととき高まっています。

本市では、災害時や緊急の際に、支援を要するひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の把握に努めるとともに、連絡体制や避難誘導體制等の整備を図っています。

(1) 災害対策の推進

地震などの自然災害時の避難場所の指定及び周知、災害時の連絡体制の確立を図ります。

(2) 要援護者台帳登録制度

家族等の支援を受けることが困難な一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、概ね要介護3以上の方など（災害時要援護者）が地域の中で支援を受け、災害時に迅速かつ的確に避難できるよう、登録制による要援護者台帳を整備しており、台帳に基づく名簿を自主防災組織、地域の民生委員などの関係者と共有することで、災害時に備えています。

(3) 地域の支援体制づくり

地震などの災害時には、一人暮らしの高齢者や障がい者などの避難に支援が必要な方（災害時要援護者）を地域全体で支えることが求められることから、地域住民及び自主防災組織等との連携並びに情報の共有化を図り、災害発生時の安否確認及び避難誘導等、迅速・的確に対応するための体制づくりに努めています。

今後も、地域における要援護者の支援ネットワークや被災時の支援体制の充実を図ります。